

災害時避難行動要支援者避難支援プラン マニュアル(支援者用)

平成 30 年 3 月

龍ヶ崎市

目次

1. マニュアルの目的	1
2. 基本的な考え方	1
(1) 避難支援プランとは.....	1
(2) 避難行動要支援者自らができること.....	1
(3) 支援者が行うこと.....	2
(4) 自主防災組織等に期待される役割.....	2
(5) 市の役割.....	2
3. 支援者の平常時の対応	4
(1) 避難行動要支援者の防災啓発.....	4
(2) 避難行動要支援者の状況把握.....	4
(3) 安否確認や避難誘導要領の準備.....	4
4. 支援者の災害発生時の対応	8
(1) 支援者の安全確保.....	8
(2) 安否確認の実施.....	8
(3) 安否確認後の対応・避難誘導.....	8

1. マニュアルの目的

本市では、「龍ヶ崎市災害時避難行動要支援者避難支援プラン（以下、「避難支援プラン」という。）」を策定し、災害弱者である災害時避難行動要支援者等（以下、避難行動要支援者といいます。）における避難体制の構築を目指しています。

本マニュアルは、避難支援プランの概要等に関する記述とともに、避難行動要支援者を支援する際に、支援者が取るべき具体的な対応を明らかにすることを目的としています。

2. 基本的な考え方

（1）避難支援プランとは

ひとり暮らしの高齢者や障がいのある方など、災害が起きたときに手助け（支援）を必要とする方に対して、住民自治組織や自主防災組織（以下、自主防災組織等といいます。）、民生委員・児童委員、近所の方など、地域が連携して支援していく制度です。

ア 避難行動要支援者

災害が発生した場合に、自らを守るための適切な行動が困難で何らかの助けを必要とする次の方が対象となります。

- (ア) 65歳以上のひとり暮らしの方
- (イ) 要介護3以上の方
- (ウ) 身体障害者手帳（1・2級）の交付を受けている方
- (エ) 療育手帳（Ⓐ、A）の交付を受けている方
- (オ) 精神障害者保健福祉手帳（1級）の交付を受けている方
- (カ) 前各号に準ずる方で希望される方

イ 登録方法

事前に、「災害時避難行動要支援者避難支援プラン個別計画登録調査書兼登録申請書」を市に提出していただきます。なお、支援に必要な個人情報を自主防災組織等に対して提出することに同意できる方が対象となります。

ウ 支援者

避難行動要支援者への日頃の声かけや災害が起きた時の安否確認、避難の手助けをする方となります。基本的には、地域での助け合いを行っている自主防災組織等などから選んでいただきます。

（2）避難行動要支援者自らができること

災害時に、避難行動要支援者を支援してくれるのは地域の人たちですので、避難行動要支援者自身が地域社会の一員として、地域との積極的なコミュニケーションを保つことが大切です。

(3) 支援者が行うこと

<平常時>

- ①自主防災組織等とコミュニケーションを深めておきましょう。
 - ②避難行動要支援者の特徴や支援の留意点などについて基本的な知識を持ちましょう。
- (表1)
- ③支援者は避難行動要支援者と災害時の連絡方法をあらかじめ決めておきましょう。

<災害時>

自主防災組織等と連携し、避難行動要支援者の安否確認・避難誘導を行ってください。

(4) 自主防災組織等に期待される役割

自主防災組織等は地域において日頃から防災活動を行っています。地域特性を把握されている自主防災組織等には、避難行動要支援者の把握や避難支援プラン個別計画作成の働きかけ、災害時における避難行動への支援などが期待されます。

(5) 市の役割

市では、災害時における避難行動要支援者の支援体制を充実するために自主防災組織等、龍ヶ崎市民生委員児童委員連合協議会、龍ヶ崎市社会福祉協議会などと連携を図り、地域における支援システムを構築し、地域を支える取り組みを進めます。

また、関係機関などの防災情報の伝達方法の確立や避難支援のための知識の普及、自主防災組織等における資機材の整備を支援し、地域の防災力を高めるように努めます。

表1 避難行動要支援者の特徴・支援の留意点

区分	一般的な特徴（○）と主な留意事項（●）
65歳以上のひとり暮らしの方	<p>○災害情報の気付きが遅れる場合があります。特に、介護を必要としている場合は、力が衰え、行動が遅くなる場合があります。</p> <p>●迅速な情報伝達及び支援者、介助者による避難誘導が必要です。</p>
要介護3以上の方	<p>○自力で避難できず、また、自分の状況を伝達すること及び自分で判断し、行動することが困難な場合があります。</p> <p>●安否確認及び状況把握が不可欠で、避難誘導時には支援者、介助者の援助が必要です。</p>

区分		一般的な特徴（○）と主な留意事項（●）
身体障害者手帳 (1・2級) の交付を受けて いる方	視覚	<p>○視覚による災害情報の気付きが不可能または困難な場合が多いです。</p> <p>●音声による情報伝達及び状況説明が必要です。また、一般的には、家族、支援者、介助者等による避難誘導が不可欠です。</p>
	聴覚	<p>○音声による避難・誘導指示の認識や、通常の会話によるコミュニケーションが不可能または困難な場合が多いです。</p> <p>●文字をボードに記入するなど、視覚情報（文字、絵図など）を活用した情報伝達や状況説明が不可欠であり、できれば手話通訳者等の協力を得ることが望ましいです。</p>
	音声言語	<p>○通常の会話によるコミュニケーションが困難な場合が多く、また全身性障害のように、他の重い障がいを伴う方も多いです。</p> <p>●本人や家族等からの十分な聞き取りや、聞き取った内容を繰り返すことによる確認、さらに可能であれば、筆談、手話等による状況把握が必要です。</p>
	肢体不自由	<p>○自立歩行や素早い避難行動が困難な場合が多く、特に、重度の全身性障害の場合、自宅内の移動も困難な場合が多いです。</p> <p>●避難誘導には、一般的には、車いす等の補助器具とともに、家族、支援者、介助者等による介助が必要です。（重度の障がいのある人の場合は不可欠）</p>
	内部障害	<p>○内臓の機能障害により、日常生活に著しく制限を受ける場合が多いです。</p> <p>●障がいの内容に応じた日常生活用具若しくは医療機器等の確保又は、人工透析等の医療対応が必要で、人工呼吸両方を行っている難病患者など、災害時に緊急対応が必要な場合もあります。</p>
	療育手帳（Ⓐ、A） の交付を受けている 方	<p>○情報や状況を正確に把握、理解、判断することや、自らの状況を人に伝えることが困難な場合が多いです。人によっては、環境の変化による精神的な動搖が見られる場合や、身体障がいなどが重複している場合もあります。</p> <p>●避難誘導には、一般的には、家族、支援者、介助者等による介助が必要であり、重複障がいの場合には、車いす等の補助器具が必要な場合もあります。</p>
精神障害者保健福祉 手帳（1級）の交付 を受けている方		<p>○災害発生時には、環境の変化により精神的な動搖が激しくなる場合がある、常時服薬が必要とされる人が多いです。</p>
		<p>●継続的な服薬が確保されるよう、医療機関などと連携した支援が必要です。</p>

3. 支援者の平常時の対応

(1) 避難行動要支援者の防災啓発

災害時は平常時と違い、物資の供給不足、生活環境の悪化が考えられます。そのため、支援者は可能な限り担当する避難行動要支援者と共に、地域で行われる防災訓練などに積極的に参加し、災害時に備えて、避難に必要な物品や備蓄品などの知識を得るといった防災意識を向上させましょう。

(2) 避難行動要支援者の状況把握

支援者は担当する避難行動要支援者の健康状態や家庭での生活状況などを務めて把握し、災害発生時は速やかな安否確認や避難誘導をできるように働きかけましょう。（表2）

(3) 安否確認や避難誘導要領の準備

支援者は担当する避難行動要支援者の安否確認要領や避難する避難所までの避難経路および避難誘導要領などについて相互に調整し、決めておきましょう。

表2 要支援者の事前準備

区分	事前準備
○ 65歳以上ひとり暮らしの方 ○要介護3以上の方	<ul style="list-style-type: none"> ・寝室は、倒れたり落ちてきたりする物がないような安全な居住空間を確保しましょう。 ・寝たきりの人がいる家庭では、非常持ち出し袋に紙おむつなどの介護用品を用意しておきましょう。 ・避難時の移動に備えて、幅の広いひも（おんぶひも）や車いすなどを用意しておきましょう。
身体障害者手帳（1・2級）の交付を受けている方	<ul style="list-style-type: none"> ・非常持ち出し袋のある場所を確認しておきましょう。 ・手探りをする際に、割れたガラスなどで怪我をしないよう、手袋を枕元に用意しておきましょう。 ・非常持ち出し袋の中に、白杖や点字器などを入れておきましょう。 ・すぐに災害情報を得るために、ラジオを身近なところに置きましょう。また、予備の電池を用意しておきましょう。 ・情報を入手したり、自分から状況を連絡できるよう、携帯電話などを活用しましょう。
聴覚障がいのある方	<ul style="list-style-type: none"> ・非常持ち出し袋の中に、補聴器用の電池、筆談のためのメモ用紙、筆記用具、停電の際に手話で会話できる携帯用照明、笛や警報ブザーなどを入れておきましょう。 ・就寝時に災害が発生した時のために、枕元に補聴器を置きましょう。 ・情報を入手したり、自分から状況を連絡できるよう、文字情報が受信・発信できる携帯電話、ファックスやインターネットメールなどを活用しましょう。

区分	事前準備
身体障害者手帳（1・2級）の交付を受けている方 肢体不自由の方	<ul style="list-style-type: none"> 杖や歩行器などを使用している方は、いつも身近なところに置きましょう。 車いすや歩行補助具が、転倒した家具などの下敷きにならないよう安全なスペースを確保するとともに、暗闇になっても分かるようにしておきましょう。 非常持ち出し袋の中に、紙おむつや携帯トイレ、ビニールシート（おむつ交換時や着替えに必要）を用意しておきましょう。 自力で避難することが困難な場合に備えて、幅の広いひも（おんぶひも）などを用意しておきましょう。 車いすを使用している人は、雨天や寒冷時に備えて、車いすでも使用可能なカッパなどを用意しておきましょう。 車いすは、ガラスの破片などでパンクの恐れもあるため、パンク修理セットを準備しておくなどの備えをしましょう。また、車いす以外でも移動ができる方は、車いすが使用できない時のための必要な用具（杖など）を準備しましょう。 電動車いすを使用している人は、使用後必ず充電し、いつでも使える状態にしておきましょう。
内部障がいのある方	<ul style="list-style-type: none"> 非常持ち出し袋の中に、日頃から服用している薬や使用している装具を入れておきましょう。また、かかりつけの医療機関や服用している薬のメモなども一緒に入れておきましょう。 膀胱、又は直腸機能に障がいのある人は、ストマ用装具などの関係用品を準備しておきましょう。 ストマ用装具は、メーカー名、品名、サイズを正確にメモし、非常持ち出し袋の中に入れておきましょう。 日頃から服用している薬の名前は必ずメモし、常時携帯しておき、災害救助等の医師や看護師に正確に薬名を伝えられるようにしておきましょう。 咽頭摘出をしている方は、気管孔エプロンを準備しましょう。また、人口咽頭や携帯用会話補助装具が必要な人は、いつも身近なところに置いておきましょう。 呼吸器機能障害の方は、日頃から予備の酸素ボンベを準備し、その残量に気をつけておくようにしましょう。 <p>※ストマ用装具については、市役所社会福祉課にて預かり事業を行っておりますので、ご利用ください。</p>
付療育手帳（②、⑤）の交付を受けている方	<ul style="list-style-type: none"> 日頃から服用している薬があれば、非常持ち出し袋の中に入れておきましょう。また、かかりつけの医療機関や薬のメモもその中に一緒に入れておきましょう。 自宅の住所や連絡先の書かれた身分証などを携帯しましょう。 災害発生時に家族からの連絡が取れるよう、携帯電話などを活用しましょう。 <p>※連絡先や薬のメモは市が作成したヘルプカードをご活用ください。</p>

区分	事前準備
い る 方 い る 級 の 交 付 を 受 け て 精 神 障 害 者 保 健 福 祉 手 帳	<ul style="list-style-type: none"> ・非常持ち出し袋の中に、日頃から服用している薬を入れておきましょう。 また、かかりつけの医療機関や薬のメモもその中に一緒に入れておきましょう。 ・家族などにも、医療機関からの指示や緊急時の対処法などをよく理解しておいてもらいましょう。 <p>※連絡先や薬のメモは市が作成したヘルプカードをご活用ください。</p>

4. 支援者の災害発生時の対応

(1) 支援者の安全確保

災害時には支援者自身も被災者の一人です。そのため、第一にご自身の安全と身の回りの安全確保を優先して行ってください。安全を確保した後に、避難することになりますが、火の始末やブレーカーを落とすなど、二次災害を防ぐよう行動しましょう。

(2) 安否確認の実施

支援者は避難行動要支援者とあらかじめ決めていた方法で安否確認を行いましょう。具体的な行動については「支援者が行うこと（災害時の場合）」（図1）に沿って、行動しましょう。

(3) 安否確認後の対応・避難誘導

警戒レベル3高齢者等避難などの発令時においては、避難支援プラン個別計画に基づき、「要支援者安否確認フロー」（図2、図3、図4）に沿って、要支援者の安否確認・避難誘導を行ってください。

なお、支援者自身の安全が確保できない状況や避難行動要支援者が避難できない状況では、自主防災組織等に連絡し、それでも対応が困難な場合は、市災害対策本部に応援を要請してください。

**支援者にはできる範囲での支援をお願いするもので、
責任を伴うものではありません。
ご支援・ご協力のほどよろしくお願いいたします。**



図1 支援者が行うこと（災害時の場合）

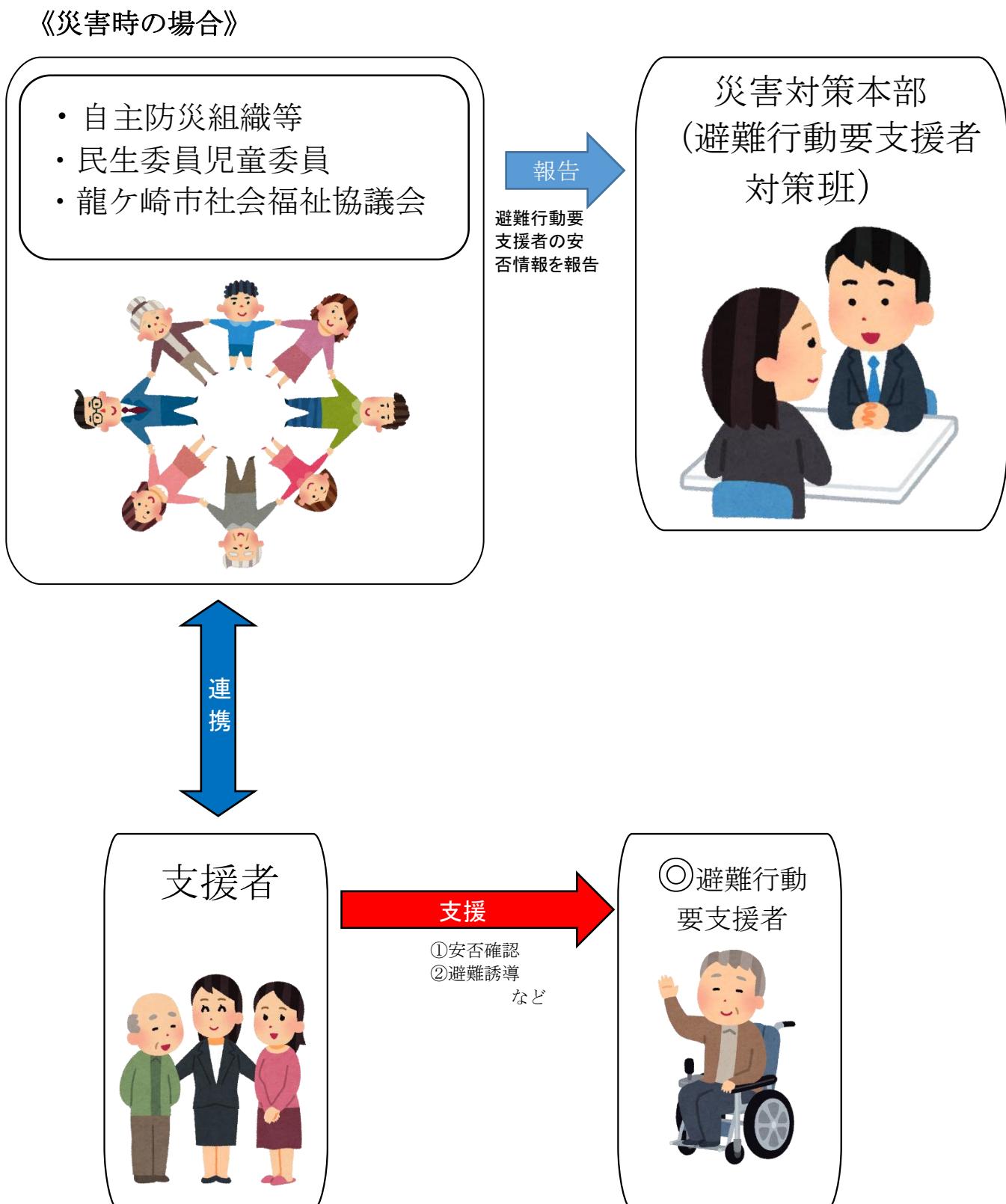


図2 要支援者安否確認・避難誘導フロー（地震の場合）

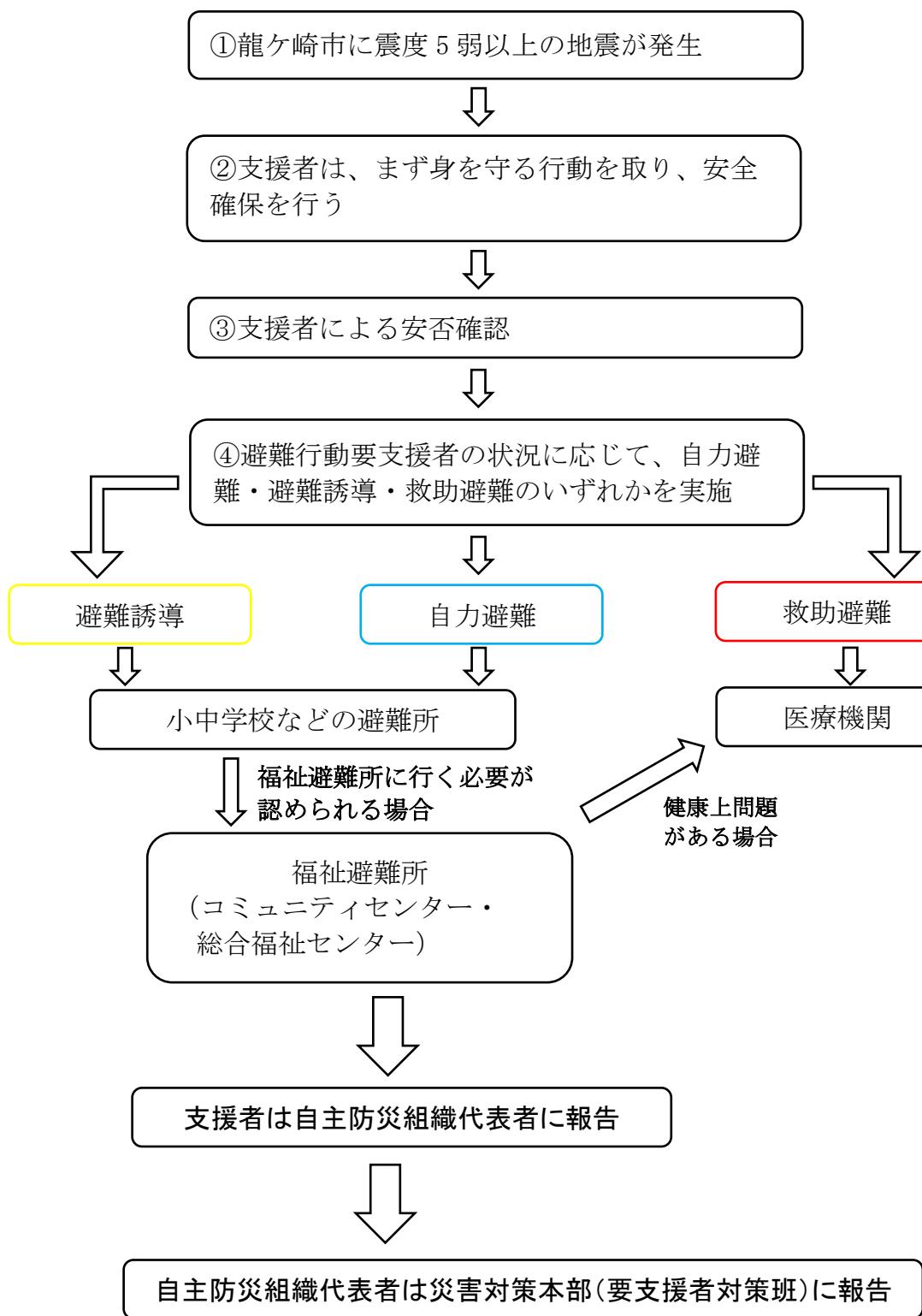
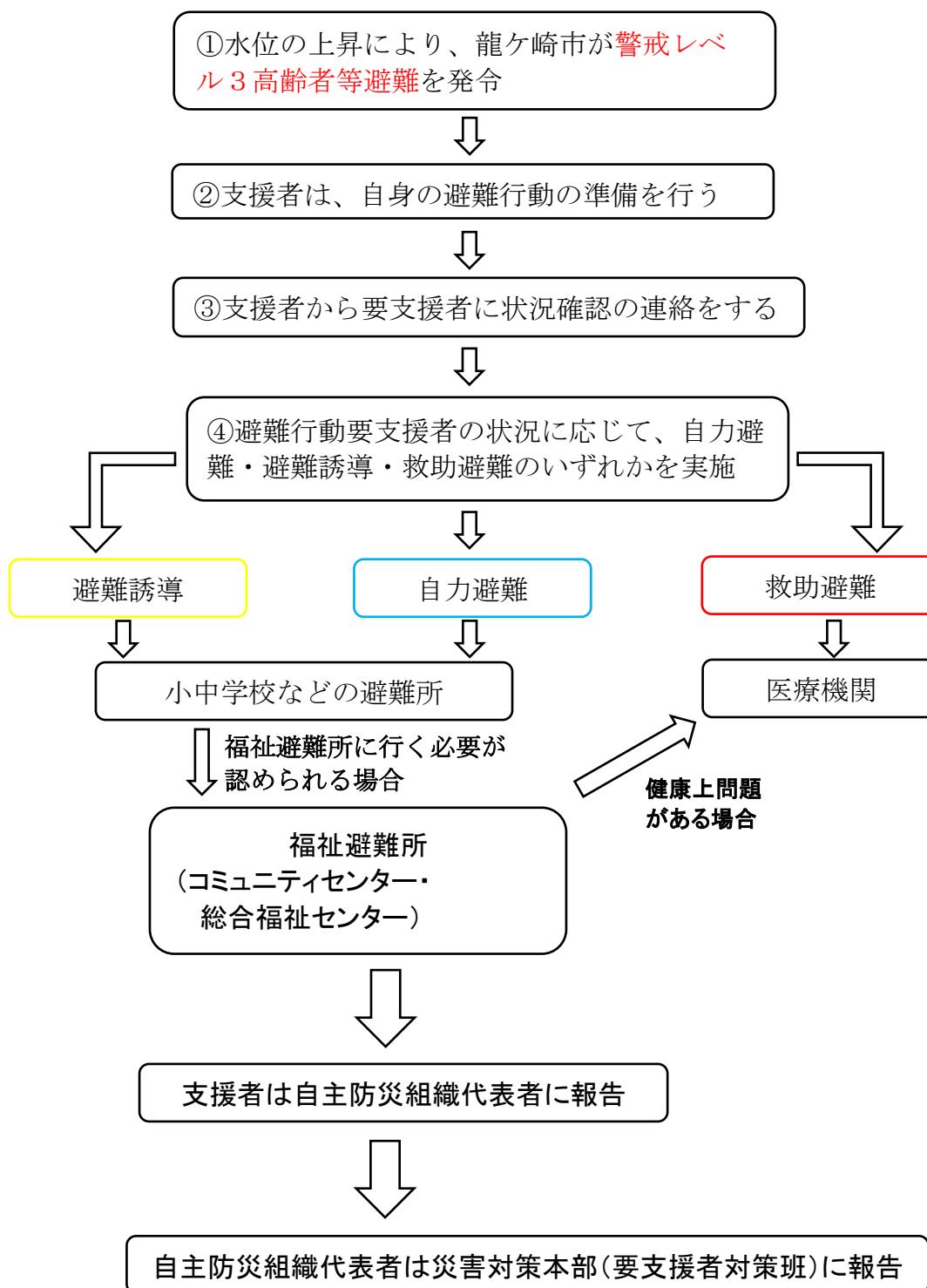
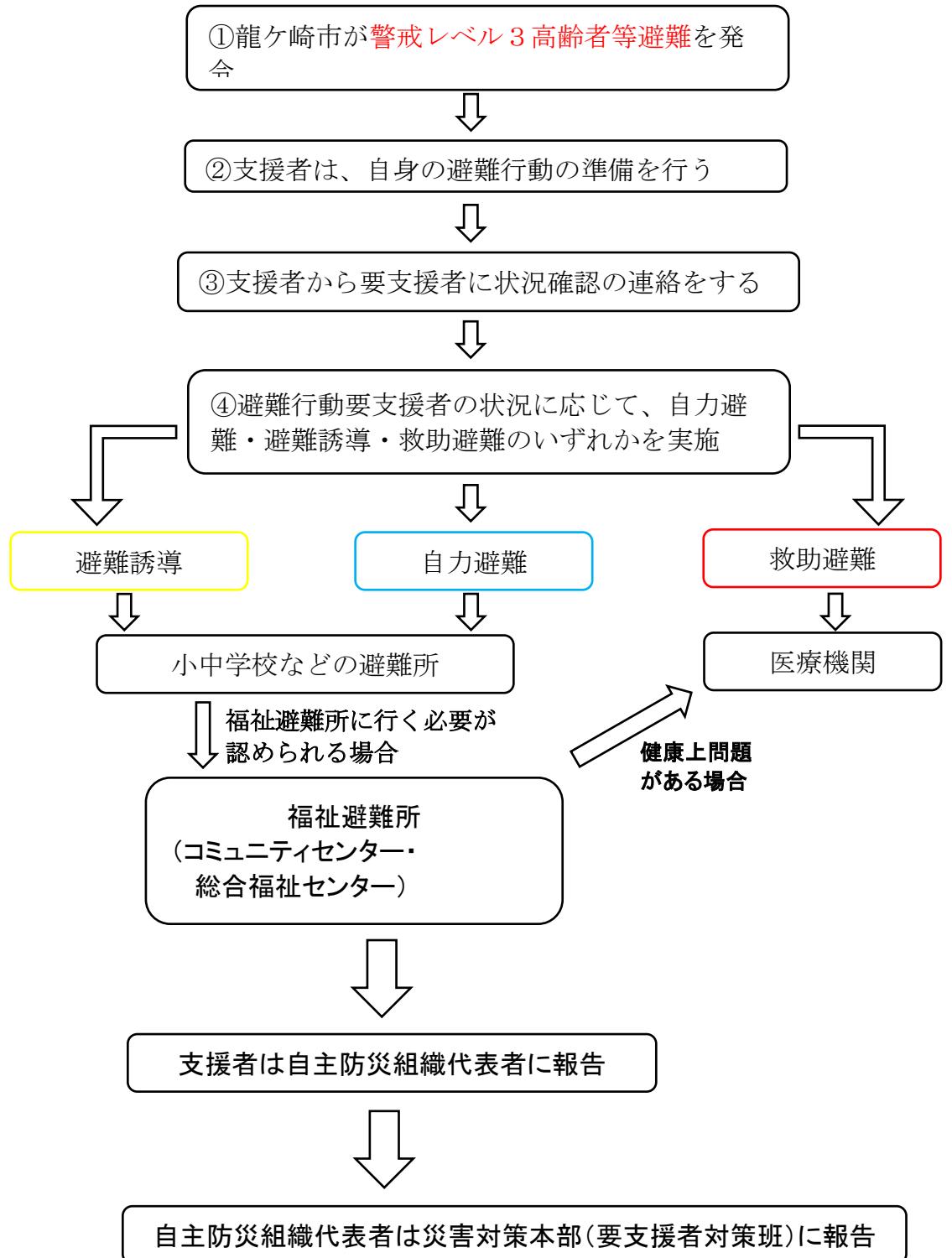


図3 要支援者安否確認・避難誘導フロー（水害の場合）



注) 警戒レベル3高齢者等避難が発令される段階で、降雨が激しい、低い土地の浸水が想定される場合もありますので、市が発信する防災情報（防災アプリ、Twitter、Facebook、市メール配信サービス）やテレビ・ラジオからの情報を基に避難行動を実施してください。

図4 要支援者安否確認・避難誘導フロー（土砂災害の場合）



注) 警戒レベル3高齢者等避難が発令される段階で、降雨が激しい、低い土地の浸水が想定される場合もありますので、市が発信する防災情報（防災アプリ、Twitter、Facebook、市メール配信サービス）やテレビ・ラジオからの情報を基に避難行動を実施してください。